

平成26年 6 月25日

平成26年

第 6 回教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成26年第6回教育委員会定例会会議録

平成26年6月25日午後2時大田区教育委員会定例会を開催した。

1 出席委員

鈴木清子	委員	委員長
尾形威	委員	委員長職務代理者
芳賀淳	委員	
横川敏男	委員	
藤崎雄三	委員	
津村正純	委員	教育長

計 6 名

2 出席した職員

教育総務部長	勢古勝紀
教育地域力・スポーツ推進担当部長	赤松郁夫
教育総務課長	青木重樹
副参事(教育施設担当)	下遠野茂
学務課長	水井靖
指導課長(幼児教育センター所長兼務)	菅野哲郎
副参事	長塚琢磨
学校職員担当課長	室内正男
教育センター所長	岩田美恵子
社会教育課長	星光吉
大田図書館長	北村操

計 11 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条及び大田区教育委員会会議規則第3条により、第6回大田区教育委員会定例会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 鈴木清子

○委員長

ただいまから、平成26年第6回教育委員会定例会を開催する。

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数を満たしているので、会議は成立する。

なお、本日は傍聴希望者がいる。委員の皆様にも傍聴許可を求める。許可してよろしいか。

(「はい」との声あり)

○委員長

傍聴を許可する。

(傍聴者入室)

○委員長

次に、会議録署名委員に芳賀委員を指名する。

日程第1 「教育長の報告事項」

○委員長

教育長から説明を求める。

○教育長

資料) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

それでは、教育長報告を行う。今月は、2点にわたり報告をさせていただきます。

まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案の成立についてである。

この件については、改正法律案の概要を4月23日の教育委員会定例会で報告をさせていただいている。6月12日の参議院文教科学委員会で可決され、翌13日の参議院本会議で賛成者多数で可決・成立した。その際、参議院文教科学委員会において、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、日本維新の会・結いの党、みんなの党の各派共同提案による附帯決議案が提出され、賛成者多数で決議されたので、資料として添付した。その資料を御覧いただきたい。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議。政府及び関係者は、本法の施行にあたり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、本法施行後、教育の政治的中立性、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化等の状況について必要に応じて検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

二、新教育長の権限及び責任が従来に比して重くなることから、これを直接任命する首

長の責任はもちろん、任命同意に際し、新教育長の資質・能力をチェックする議会の責任も重くなることを踏まえ、議会においては、所信聴取等、丁寧な対応を行うこと。

三、教育委員会は、レイマンコントロールの趣旨を踏まえ、権限が強化される新教育長による事務執行を地域住民の視点に立って、厳格にチェックすること。

四、新教育長については、その権限が強化されることに鑑み、大学等における研修を充実させるなど、資質・能力の向上を図ること。

五、教育委員会が期待される機能を果たすことができるよう、教育委員に多様な人材を登用したり、人数を増やす等、教育委員会の活性化を促進する取組を推進すること。また、教育委員会事務局の職員についても、研修制度の充実や行政部局との人事交流等により、その能力向上を図ること。また、今回の改正によって教育委員会事務局の業務量が増える可能性があることから、小規模な地方公共団体については、指導主事の拡充等を通じた体制整備を図ること。

六、学校現場に民意を反映していくため、保護者や地域住民の参画を得ながら学校運営の改善や学校支援の充実を図ることができるよう、学校運営協議会の設置の促進に努めること。また、地方公共団体の財政状況による格差が生じないように、財政措置も含め学校運営協議会の設置及び運営に係る支援策を講ずること。

七、首長が総合教育会議を運営するに当たっては、学校運営協議会や学校支援地域本部等の関係者の参加を積極的に求めること。特に、教育に関する総合的な施策の大綱がその地域の実情に応じて定められるべきものであることに鑑み、地域住民の意向が大綱に適切に反映されるよう努めること。

八、総合教育会議において、首長及び教育委員会は、相互の役割・権限を尊重しつつ、十分に協議を行い、調整を図ること。また、いじめ事案など重大かつ緊急な対応を要する事案については、適切かつ迅速に対処し、地域住民に対して教育行政における責任を果たすこと。

九、地域住民の教育に対する信頼と期待に応え、開かれた教育行政を推進する観点から、教育委員会や総合教育会議の議事録の作成・公表が確実になされるよう万全を期すこと。

十、新法第五十条の文部科学大臣の指示の明確化については、自治事務に対する国の関与は限定的であるべきという地方自治の原則を踏まえ、国の関与は最小限とすべきことに留意して運用すること。

右決議する、となっている。

なお、この決議に対して、文部科学大臣から、その御趣旨に十分留意をいたしまして、対処してまいりたいとのコメントが述べられたところである。

以上が、改正地教行法成立についての報告である。

次に、春の学校運動会について、御報告をさせていただく。

春の運動会については、今年は5月10日から6月14日の間に行われた。小学校・中学校あわせて58校、全体の3分の2にあたる学校が春に実施した。ちなみに中学校のみであると26校と大半が春に実施したことになる。

春に実施する理由としては、秋に文化的行事や研究発表会が行われることから、時期をずらすということが背景としてあるかと思うが、練習時間が制約される反面、新学期が始

まった早い時期に、運動会を通じてクラスや上級生・下級生間のちゅう帯を強める効果もあるかと思っている。

御覧いただいた委員もいらっしゃるかと思うが、足をお運びいただいたことに感謝申し上げます。

ところで、運動会の学習指導要領上の位置付けであるが、特別活動の中の学校行事、その中の健康安全・体育的行事に位置付けられている。

学校行事の目標とするところは、全校または学年という大きな集団における望ましい集団活動や感動体験などを通して、望ましい人間関係を形成し、集団の所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育成するということもあり、学校生活にリズムを与え、節目をつけ、より生き生きとした満足感や充実感を味わうことができる学校生活を実現しようとするものである。

また、健康安全・体育的行事の狙いであるが、心身の健全な発達や健康の保持増進などについての関心を高め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感のかん養、体力の向上などに資するような活動を行うこととしている。

このような目標や狙いのもと、各校で個人種目、団体種目、マスゲーム、応援合戦などの基本的なプログラムを前提に様々な創意工夫をしている。

感想としては、競技に参加する児童・生徒が真剣に全力を出して頑張る姿はいつ見てもすがすがしいもので、自然と応援に力が入り、組体操の大技ではなかなか成功しないチームに対し、周囲の生徒や保護者などが声援を送り、その力も得て、最後の最後で成功させた場面では会場全体が大いに感動に沸いたところである。困難を乗り越え、成功体験をすることが子どもの成長にとって極めて重要であるということを改めて実感した。

○委員長

ただいまの教育長の報告に対して、意見・質問はないか。

○芳賀委員

今の運動会についてである。先日、区内のある小学校の学校公開に行ってきた。運動会が終わった後ということで、小学校6年生の子どもたちの運動会に関する作文が読める状態にしてあったので、一応、全部目を通してきた。

騎馬戦であるとか、応援合戦であるとか、リレーであるとか、それぞれある種目に関してコメントしているというタイプのものが多いが、やはり質も量も多いのが組体操に関するものである。要するに、皆さん練習のときにはうまくいかなかった、苦労した、本番前にドキドキする、うまくいったときの達成感と、そういう流れになって、やはり文章としてもよくできているものがその分野に多い。自分が子どものときには組体操はやらなかったのだが、今、やっている学校が多いようで、そういう意味で、先ほど教育長も言われた効果も大きいものなのであろう。確かに運動会で組体操をやると、周りも盛り上がるということもあるようだ。全く、それは続けていっていいと思うのである。

ただ一方において、最近ある新聞が社説で挙げていたと思うのだが、組体操による事故というのがやはり時々起きているようで、どうしても難度の高い技、ピラミッドも、より

高くということになると、けがもある程度重くなってしまうということもあるようなので、ぜひ安全面に注意して、無理なく、結局、よかったねで終われる形でぜひやっていただきたいと、そのように思って帰ってきた。

○委員長

ほかに質問はあるか。

○尾形委員

私も運動会を、小学校3校、中学校2校見させていただいた。学校と、そして保護者、PTAの方々が協力して一つのをなし遂げていた。本当に感動的で、すばらしかった。

特に、今年気がついたのが水の補給であり、大変気を配っていた。1時間置きに放送を入れて注意を促しており、子どもに対する健康・安全の配慮が本当に行き届いていたという印象を持った。

○委員長

ほかにあるか。よろしいか。

(「はい」との声あり)

○委員長

それでは承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第2 「部課長の報告事項」

○委員長

部課長の説明を求める。

○教育地域力・スポーツ推進担当部長

資料) 第67回都民体育大会総合成績

第67回都民体育大会総合成績について、御報告申し上げます。

お手元の総合成績の資料を御覧いただきたい。そこに書いてあるとおり、第67回の都民体育大会は去る6月21日に終了して、大田区においては女子が総合優勝ということで、高松宮妃殿下記念杯を授与されたところである。また、男子については、高松宮殿下記念杯がいただけるということになっている。

総合成績が書いてあるが、男子については大田区は3位、女子については今申し上げたとおり1位である。具体的な中身に少し触れさせていただくと、男子については弓道、そ

れから混成ではあるがダンススポーツについて優勝、女子については、ゴルフ、テニス、ソフトボールにおいて優勝という形である。いずれもすばらしい成績を上げたところである。

ちなみに、男子については、昨年、一昨年と2回続けて優勝、今回は3連覇を目指していたが3位であった。女子については、昨年まで4連覇を続けていたので5連覇、これまで、都民体育大会で女子の5連覇というのは過去にないということで、すばらしい成績であった。

高松宮妃殿下記念杯については、記念として、近いうちに大田区役所の中に展示をするという形になると思う。

○学務課長

資料) 学校給食費徴収状況

学校給食費徴収状況について、御報告を申し上げる。お手元の資料は、25年度を含めて過去5年分の給食費の徴収状況を表にまとめたものである。

平成25年度分、これは26年5月末現在のものであるが、徴収率は99.77%であった。昨年同時期は99.74%であったので、0.03ポイント徴収率がアップしたという状況である。

○大田区図書館長

資料) 地域図書館の指定管理者の公募選定スケジュールについて

地域図書館の指定管理者の公募選定スケジュールについて御報告をする。

大田区立図書館は、大田図書館を除き、平成19年度より指定管理者制度を導入しており、第2期目の指定期間が平成22年4月から平成27年3月までの5年間となっていることから、次期指定管理者の公募を今年度行うものである。

概要については、対象になる図書館として大森南図書館のほか全15館、指定期間が平成27年4月から平成32年3月までの5年間を予定している。

指定管理者の選定方式は、複数の業者から事業計画等を提出させ、プロポーザル方式による選考を行う予定である。また、安定した図書館運営を行うために、図書館業務の受託経験のある業者に応募を絞りたいと考えている。

応募方法は、区報や区のホームページ等で広く公募をかけていきたいと考えている。

スケジュールについては、7月16日より公募を開始する予定である。応募は8月末で締切り、10月下旬までに指定管理者候補の選定を行いたいと考えている。11月には、区議会に議案を提出させていただき、27年4月より次期管理代行を開始したいと考えている。

○委員長

ただいま、3点一括して御報告を頂戴した。意見・質問はあるか。

○藤崎委員

都民体育大会についてである。スポーツの大田と言われているが、特に女子の5連覇はすごいと思う。彼らの頑張りというのはもちろんのこと、区として直接的に、ないしは間接的に体協を通して、何か彼らがこれだけ活躍できるサポートであるとか、金銭面なのか

施設面なのか、力を入れている部分というのは他区に比して何かあるのか。

○教育地域力・スポーツ推進担当部長

ただいまの大田区として、あるいは体協を通してのサポートということであるが、一つ条件として、体育施設の数、それが充実しているということはあると思う。

それからもう一つ、体協であるが、それぞれ良い成績を上げればその団体に一定程度のメリットがあるといったシステムもあるので、そういった点も関与しているのかと考えている。

○藤崎委員

今、メリットとおっしゃったのは金銭的補助があるとか、施設の利用優遇であるとか、そういうことか。

○教育地域力・スポーツ推進担当部長

具体的には金銭的な報奨、そういったものである。

○委員長

ほかに質問はあるか。

○尾形委員

学校給食費の徴収状況の資料を見ると、21年度から徴収率が向上しているが、何か向上している理由等があればお知らせいただきたい。

○学務課長

例えば生活保護世帯の場合であると生活福祉のケースワーカーが、あるいは就学援助費の場合であると学務課が関連で入り、徴収も相談に乗るということが続けてきた。それらにより、一般家庭での周知も進んできたということのあらわれではないかと考えている。

○委員長

ほかに質問・意見はあるか。

それでは、なければ承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第3

「議案審議」

○委員長

それでは、第21号議案について事務局職員からの説明を求める。

○教育総務課長

第21号議案 大田区立学校校外施設設置条例施行規則について、御説明を申し上げる。

学校校外施設においては、現在のところ伊豆高原学園と野辺山学園の二つがある。このうち、現在改築中である伊豆高原学園については、平成27年4月から指定管理者が運営することとなったことに合わせて、新たに区民利用が始まる。利用の申込手順など、そういった規定を整備する必要があるので、当該規則を改正する議案として今回提出をさせていただいた。

今回の改正点であるが、第1章総則、第2章が伊豆高原学園に関する第2条から第14条までの規定になるが、第2章の規定の指定管理者の指定及び利用手順等に関する事項の改正を行うものである。

指定管理者については、平成24年6月に学校校外施設設置条例に基づき指定を受けているということであるが、このたび、改めて施行規則で必要な規則について定めるものということである。また、受付方法等利用手順については、同じく校外にある休養村とうぶに準じた規定となっている。

よろしく御審議のほど、願います。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見・質問はあるか。よろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

それでは、第21号議案について、原案どおり決定する。

次に、第22号議案について、事務局からの説明を求める。

○教育総務課長

第22号議案であるが、おおた教育振興プラン2014の策定についてである。こちらについては、時代を担う人材を育成するという教育委員会の大きな責任があるが、これまで推進してきた様々な施策を検証、また見直しを行うという作業を行いながら、教育を取り巻く課題の検討を行い、今後5年間の計画となるおおた教育振興プラン2014の成案ができ上がったので、議案として提出する。

よろしく御審議のほど、願います。

○委員長

資料としておおた教育振興プランの冊子が添付されており、御覧いただいたかと思うが、これに関して意見・質問はあるか。

○藤崎委員

内容を確認させていただいたが、この内容とは別に、ここから先、この振興プランが区民にどのようなスケジュールで知らされていくのかを教えてください。

○教育総務課長

今日の定例会で御承認いただき、印刷物として仕上がった暁には、7月15日にこども文教委員会で説明し、御承認をいただく。それが終了次第、教職員の数の分であるが、各小・中学校に配らせていただく。多少、余裕を持って配らせていただく。それ以降は区政情報コーナーや出張所等でもお配りするので、いろいろなところでこの振興プランを御覧になっていただくことができるものと考えている。

○委員長

よろしいか。

○藤崎委員

確認である。学校が説明すれば別だが、保護者がこれを目にできる機会は、その出張所等に自分で出向き、見るという形しかないということか。

○教育総務課長

例えば前回のプランも合わせてであるが、各家庭にお配りするという、なかなかそういう状況にはないため、様々な機会を捉えて御覧になっていただければと思う。

大田区教育委員会のホームページ、こちらのほうからも御覧いただくことはできるが、冊子それ自体を御家庭のほうにお配りする予定は今のところない。

○藤崎委員

概要について、骨子については、例えば区報であるとか、おおたの教育というところを出していくということによろしいか。

○教育総務課長

別途概要版の作成をするので、こちらのほうについては本編よりもたくさん印刷をしたいと考えている。もしそういった御希望があれば、配れるだけ、余裕がある分だけ配ってまいりたいと考えている。

○藤崎委員

もう一つ、今度は指導課にお伺いしたい。教職員には配られるということになっており、学校に配布されると、例えば校長会等で、おのおの努力目標にはなると思うのだが、そしゃくをした上で、学校から保護者のほうに関係部分だけで結構だが、説明をするような指導をするとか、そういうものはあるのか。

○指導課長

保護者会等で、この施策と学校の取り組み等が説明されるか、こちらとしては指導していない。

○藤崎委員
承知した。

○委員長
ほかにあるか。

○尾形委員
やはりオール大田で、区民の皆さんも含めて英知を結集してつくったということで、先ほど藤崎委員からもあったが、ぜひ保護者や地域の方、区民の皆さんに繰り返し説明していくことが大事だと思う。そして、区民の皆さんも同じ目標を共有して、そして、このプランの実現に向けて努力していくことが最も大事だと思う。

昨年度2月に、指導課長の菅野課長が5年間の検証をした。あの検証がとてもすばらしかった。今年もぜひ、昨年度のように取り組みを説明していくといいのかなと思った。

○芳賀委員
これから言うことは、言葉から受ける感覚の問題なので、意見というよりはちょっと感想めいたものである。「～意欲を育み未来を拓く～」と副題で入っており、育みという言葉がこの文章の中で何箇所か出てくる。

育みというのは、もともと辞書などで見ると鳥の羽でくくむという意味で、羽でくくむから育むとなる。要するに、親鳥が自分のひなを羽の中に入れて育てるという言葉が語源である。

この育てるという関係の言葉では、例えば鍛えるとか、養うとか、伸ばすとかたくさん類義語があるのだが、その中でも守ってあげる、保護してあげるという意味合いがかなり強い性質の言葉なわけである。そうすると、当然のこととして育む対象というのはかなり弱いものというか、か弱いものというイメージを有するものだと思っている。

そういう観点で見たとき、例えば一番冒頭に出てくる、意欲を育むなどというのは、小学校低学年ぐらいまでだと全然違和感がないのだが、中学生ぐらいになってくるとちょっと保護が厚めかなという感じがする。私の個人的な感覚だと中学生ぐらいだと意欲は「伸ばす」かな、という印象がある。私はそこが少々気になった。

しかし、そういうことを言うと、この手の話というのは皆さんが百家争鳴何も決められなくなってしまうので決断するのは結構である。ただ、育むという言葉はどちらかというプラスイメージの言葉であるのは確かなのだが、一方において、教育というのは子どもという弱いものが、だんだん自分の意志を持って、いずれ離れていくというプロセスでもあるので、そのようなことも意識しながら言葉を考えたいというのが私の感想であった。

○藤崎委員
勝手に教育委員会の人間だけで考えて決めておろしていくということではなく、これを実行することにより、しっかりと大田区の教育に寄与していく、そこで育まれるという言い方はおかしいが、子どもたちがひとり立ちできるように我々が一生懸命考えていくというものである。そういえばどこかでそういったものがありましたね、というところでこの

プランを終わらせたくない。どうやって子どもたちが伸びていくのかというのを、我々やPTA等で見えていくということも含め、大田のみんなで、おのおのができることをやっていくべきものかなと思う。

せっかくみんなで作ったものなので、「やってくれるのでしょうか」と思われないうちに、「いや、みんなとやるのですから」という形に持っていきたい。そういう趣旨で、先ほどの質問や尾形委員の言葉だとしていただくとうれしいかなと思う。

○委員長

ほかにあるか。では、私から一言。

10年計画の中で、5年間で細部にわたり、いろいろな検証をしておつくりいただいている。ほかにも、教育懇談会での御意見などを取り入れたり、様々な御意見を取り上げ網羅して掲載をしている。すべからず細かいところまでというとなかなか難しいかとは思いますが、今後も区民の多くの方々の御意見を取り上げていただきたい。

それでは、第22号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

原案どおり決定する。

次に、第23号議案について、事務局からの説明を求める。

○教育総務課長

第23号議案であるが、先ほど御説明をした第21号議案との関連である。第23号議案は、大田区立伊豆高原学園の利用料金の承認についてである。

来年、平成27年4月から新たに区民利用を開始するという中で、利用料金については、大田区立学校校外施設設置条例に基づき、利用料金を教育委員会の承認を受けた上で、指定管理者が定めるということになっている。

このたび、指定管理者である伊豆高原学園PFI株式会社から利用料金の申請が担当部署にあった。この額について精査したところ、条例で定めた限度額以下であるということ、また公募プロポーザルのときに示された利用料金と比較して、消費税の上昇分を勘案しても適正な額であること、この2点を確認したので、ぜひ、この利用料金の承認をお願いしたい。

○委員長

ただいまの説明に対して意見・質問などあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、第23号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

それでは、第23号議案について、原案どおり決定する。
これをもって、平成26年第6回教育委員会定例会を閉会する。
(午後2時47分閉会)